

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (09/5月号) (第50号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
 下関市長府中之町5-4 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

取締役（役員）に対する各種保険適用の考え方

取締役（役員）については原則として労働保険（労災保険、雇用保険）の適用は除外されますが、雇用調整助成金業務を申請するにあたり、様々な問題点に出くわします。税法上との処理の整合性も要求されるため詳細については割愛しますが、考え方をまとめてみました。なお、執行役員は会社法上の取締役ではないので労働法が適用されます。

	役付役員	使用人兼務役員	執行役員
雇用保険	雇用保険は原則として適用されない	雇用保険は原則として適用されないが、届出を出せば加入可能	適用される
労災保険	労災保険は原則として適用されない	労災保険は原則として適用されないが、労働者性を具備していれば適用される	適用される
健康保険	適用される	適用される	適用される
厚生年金	適用される	適用される	適用される

出向、転籍、派遣によるの各種法規適用の違い

業界再編(M&A等)で、労働者の法的取扱いが問題になることが多くの場面であります。労働基準法をはじめとした各種労働関係諸法令の適用が異なってきます。

	出 向	転 籍	派 遣
雇用関係	出向元（身分）・出向先（労務）	転籍先	派遣元
指揮命令	出向先	転籍先	派遣先
賃金の支払い	出向元・出向先	転籍先	派遣元
労働時間、休憩時間、休日	出向先	転籍先	派遣先
36協定の届出	出向先	転籍先	派遣元
年次有給休暇	出向先	転籍先	派遣元
解雇、退職	出向元	転籍先	派遣元
定期健康診断	出向元・出向先	転籍先	派遣元
安全配慮義務	出向元・出向先	転籍先	派遣元・派遣先
健康保険、厚生年金	出向元・出向先どちらか一方	転籍先	派遣元
雇用保険	出向元・出向先どちらか一方	転籍先	派遣元
労災保険	出向先	転籍先	派遣元

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

F A X 番 号 2 4 5 - 7 1 6 6 不 要 貴 社 名 _____